

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第92号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市障害者教養文化・体育会館の利用料金の上限額を改定することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第92号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1体育室の項中「2,980」を「3,030」に、「3,600」を「3,660」に、「8,640」を「8,800」に、「2,460」を「2,510」に、「7,090」を「7,220」に、「1,230」を「1,250」に、「1,330」を「1,360」に、「3,390」を「3,450」に、「250」を「260」に、「610」を「620」に改め、同表第2体育室の項中「1,230」を「1,250」に、「1,330」を「1,360」に、「3,390」を「3,450」に、「250」を「260」に、「610」を「620」に改め、同表トレーニング室（1人につき）の項中「300」を「310」に、「820」を「830」に改め、同表会議室の項中「2,160」を「2,200」に、「2,460」を「2,510」に、「6,060」を「6,180」に改め、同表視聴覚室の項中「820」を「830」に、「1,020」を「1,040」に、「2,360」を「2,400」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)